

農業農村整備事業に係る積算基準日の制定について

平成 20 年 2 月 20 日 事調第 1062 号
各支庁農業振興部長あて事業調整課長

〔沿革〕 平成 31 年 3 月 15 日事調第 1240 号改正
令和 3 年(2021 年) 1 月 28 日事調第 1348 号改正

入札契約制度の変更に伴い農業農村整備事業における工事及び委託業務の発注に係る積算基準日を次のとおり制定したので通知します。

記

1 積算基準日

工事及び委託業務発注のための積算の基準となる日とし、積算基準日に適用されている単価及び歩掛等を用いて設計図書を作成すること。

ただし、「最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて」(令和 2 年(2020 年) 12 月 23 日付 事調第 1203 号 事業調整課長通知)の対象外工事については、積算基準日に適用されている単価期及び歩掛期等に対して 2 ヶ月前の単価期及び歩掛期等を適用する。

なお、積算基準日は入札日とする。

2 適用年月日

令和 3 年 3 月 1 日以降の積算基準日から適用する。

調整係
設計積算係